

亀山市立図書館蔵書計画

令和7年3月改定

亀山市教育委員会

目 次

1. 蔵書計画策定の目的

1-1 蔵書計画策定の背景と目的	1
1-2 蔵書計画策定にかかる現状と課題	1
1-3 蔵書計画策定にかかる基本的な考え方	1
1-4 計画の位置づけと期間	2

2. 蔵書充実の考え方と具体的な取り組み

2-1 資料収集の基本的な理念	3
2-2 図書資料収集の基準	3
2-3 「亀山市らしさ」を創出するために充実する資料群	5
2-4 分野別資料の収集基準	8
2-5 年次計画	9

3. 蔵書保存方針

3-1 図書資料保存の基本的な理念	10
3-2 図書資料保存の基準	10
3-3 除籍資料の基準	11

1. 蔵書計画策定の目的

1-1 蔵書計画策定の背景と目的

亀山市立図書館蔵書計画は、亀山市（以下「本市」という。）が JR 亀山駅前に新たに開館した図書館において、多様な世代の利用者が読書や学習を通じて学びを深めることができるよう蔵書の充実にかかる基本的な事項について、長期的な展望に基づいた方針を定めるものです。

1-2 蔵書計画策定にかかる現状と課題

本市の図書館は、藩校明倫館蔵書等を継承した亀山尋常高等小学校内に設けられた図書館を母体とし、昭和 13 年に有志の寄付により建設された町立図書館が始まりです。その後昭和 55 年に亀山公園内に移転し、さらに令和 5 年 1 月に JR 亀山駅前に新図書館が開館しました。現在、年間利用者数が約 27 万 6 千人、蔵書数が約 17 万千冊にのぼり市民の学びの拠点として広く親しまれています。

図書館の蔵書構成をみると、平成 6 年度に歴史博物館に移管した文学書以外の旧図書館蔵書の大半については、明治から昭和初期にかけて各分野の基本文献が網羅されていたことが伺えます。

一方、現図書館では、具体的な選書の指針となる選書基準や保存基準が明確でなかったことから、各分野まんべんなく揃えつつも利用者からの希望が多い本や流行による話題の本など、その時々に応じた貸出に結びつきやすい選書となっている傾向がありました。

その結果、貸出につながりやすい選書となる一方で、各分野の基本文献が十分に網羅されておらず、蔵書構成に偏りがあります。

また、地域資料においては、市販されている資料は可能な限り購入して収集を行っていますが、行政機関や民間団体等が発行する資料に関しては体系的な収集・保存が行われていない課題がありました。しかし、地域資料の収集に関する地域への説明を行うことにより収集体制が整ったことから、次は収集・保存に加えて資料の活用に取り組む段階にあります。

本市では、これまで乳幼児から高齢者まで幅広い利用者に対応した資料の収集を進めてきました。図書館の蔵書構成は市民ニーズや利用状況を踏まえた資料収集を進めてきた結果、選書基準に基づきバランスの取れた蔵書構成が求められる状況にあります。

1-3 蔵書計画策定にかかる基本的な考え方

本市が策定した基本計画では、「学びの場からつながる場へ」を基本理念とし、次の点を図書館の基本理念を構成するコンセプトとして示しています。

- ① 読書活動により高まる知（知・ち）
- ② 読書活動から広がる学び（学・ま）
- ③ 学びの成果の体現と交流を楽しむ（楽・た）

これからの図書館は、本市の特質等を踏まえた地域資料の収集や課題解決型の多機能的な図書館サービスの推進が必要なことから、基本理念を具現化する子どもと青少年の育み支援、知との出会いとその蓄積、市民交流の場の創出の3つの基本方針に基づき、資料を計画的に収集、維持し、保存していく指標を示し、図書館が地域の情報発信拠点として市民が日々の暮らしの中で有意義な時間を過ごす居場所となることを目指します。

1-4 計画の位置づけと期間

本計画は、基本計画を具現化するため、「亀山市教育大綱」をはじめ、「亀山市生涯学習計画」および「亀山市子どもの読書活動推進計画」の関連計画に位置づけ、「第2次亀山市総合計画」との整合を図ります。

計画期間は、利用者ニーズの変化や出版物の動向、情報通信技術の発展などを考慮し、令和2年度から令和6年度までの5か年として策定されました。令和8年度から第3次総合計画が開始することから、2年間延長し、計画期間を令和2年度から令和8年度までの7年間とします。

2. 蔵書充実の考え方と具体的な取り組み

2-1 資料収集の基本的な理念

資料の収集にあたっては、「図書館法」及び「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会採択）の精神を尊重し、図書館の役割、社会的な動向を考慮しながら、先述の3つの基本方針の達成のために、地域の読書活動拠点として必要となる資料や情報を幅広く収集するとともに、地域資料の収集・保存・提供に努め、すべての市民の多様な図書館活用を支援する蔵書構成を構築していきます。

2-2 図書資料収集の基準

（1）全資料の収集基準

全資料の収集基準は次のとおりとします。

収集する資料は、一般図書、児童図書、参考図書、逐次刊行物（雑誌、新聞、年鑑、年報、白書等）、地域資料、行政資料、視聴覚資料、図書館利用に障がいのある人のための資料、新しいメディア資料、その他市の施策上必要とする資料とします。

（2）種類別資料の収集基準

種類別資料の収集基準は次のとおりとします。

（ア）一般図書

市民の文化、教養、調査、研究、趣味・娯楽等の基本的資料を中心として、各分野にわたり幅広く収集します。

（イ）児童図書

絵本や読み物から調べ学習に役立つ参考図書など、子どもの発達段階に応じ学習、課題解決、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を収集します。また、読書活動拠点での読み聞かせに適した大型絵本や紙芝居など、団体での利用にも適した資料を収集します。

（ウ）参考図書

市民の調査研究のために必要な辞典、事典、名鑑、目録、書誌、地形図などの地図等を幅広く収集します。

（エ）逐次刊行物

新聞は、主要な全国紙及び地方紙のほか、児童・青少年を対象としたものを収集します。また、専門紙、外国語新聞、政党機関紙は必要性を検討し収集します。雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童、青少年向けのものも含めて幅広く収集します。

（オ）地域資料

市内で発行された資料及び本市域に関して一定の記述のある資料を、幅広く網羅的に収集します。三重県及び本市を除く県内各市町に関わる資料は、歴史、地理、民俗、統計及び要覧等の基本的な資料及び本市に関係の深いものを中心に収集します。

（カ）行政資料

市民が市政に積極的に参画する助けとなり、身近な生活情報を得るために本市が発行した資料については、計画書、報告書、統計書などを原則としてすべて収集します。国、三重県及び県内各市町に関わる資料は、基本的な資料を系統的に収集します。

（キ）視聴覚資料

洋画、邦画、アニメなどの映画の他、ドキュメンタリーや学習、スポーツ、音楽、その他の映像作品など、市民の生涯学習の一助となる教養・教育・芸術的な資料価値を持つもの、多くの利用者に長期にわたり利用が見込まれるもの、行政・郷土資料の分野を中心に必要に応じて収集します。

（ク）図書館利用に障がいのある人のための資料

活字資料を利用することが困難な市民に対し、録音図書、点字図書、大活字本、字幕付き映像資料、その他適切な形態の資料を収集します。

（ケ）新しいメディア資料

電子書籍や電子ジャーナル等の電子出版物やオンラインデータベースなどの新しいメディア資料を必要に応じて選択して提供します。

（コ）その他市の施策上必要とする資料

その他、本市がすすめる施策にとって必要と判断される資料を収集します。

2-3 「亀山市らしさ」を創出するために充実する資料群

図書館が生涯を通じて市民が有意義な時間を過ごす「居場所」となり、市民一人ひとりの読書活動による知との出会いによって学びが深められ、より深められた学びによって高められた知の発現の場となることを目指します。さらに人々が地域に親しむとともに、世代を超えてさまざまな交流活動を楽しみ、交流活動によって生み出された新たな知が当市の文化として蓄積され、次なる学びへと結びついていく知をめぐる学びのサイクルの実現を図ります。市民の誰もが亀山市の魅力を共有し、その喜びを展開し、地域課題解決につながる蔵書づくりを次のとおり進めます。

(1)子ども・青少年の育みを支え、見守る読書活動

子どもの生きる力を育む自発的な読書を支え、子育て世代が求める様々な情報と空間を提供するとともに、明日の亀山市を担う若い世代がその可能性を大きく伸ばす居場所となることを目指し、必要とする資料や情報を収集します。

◆子育てを応援する資料の充実

- ・育児や子育て支援に関する図書や資料等を一体的に収集します。
 - ・市域の学校、幼稚園、保育所、認定こども園が発行する資料（要覧・学校史・紀要など）やニュースレターなどを、可能な限り遡及し収集し保存します。
- ただし資料は、全園児、全校児童・生徒を対象にしたものを収集するものとし、卒業アルバム・学事報告・名簿・文集など、個人情報が多く含まれるものは対象外とします。

◆子どもの感性と生きる力を育む資料

- ・子どもが自主的に読書をする習慣を身につけ、本を通して感性や創造性、思考力など生きる力を育むための資料を収集します。
- ・子どもたちの感性と知性、社会性を育むことができるような資料や雑誌、大型絵本、紙芝居、新聞等を体系的に収集します。
- ・子どもの発達段階に応じ、読書を通じて楽しみながら創造力や思考力を伸ばし、知識を広げることのできる資料を収集します。
- ・子どもたちの疑問や好奇心に応えられる調べ学習に役立つ資料を収集します。
- ・活字資料をそのまま読むことが困難な人が幼少期から読書に親しめるよう、布絵本をはじめ、点字付き絵本、録音図書、大活字本などを収集します。このほか「読書バリアフリー法」の趣旨に基づき、さまざまな形態の資料を収集します。
- ・幼少期から人権や多文化共生について学べる資料を収集します。
- ・自己肯定感や共感力、忍耐力、挑戦する意欲を育む内容の絵本や児童書を収集します。

◆10代を中心としたヤングアダルト世代に向けた資料

- ・読書を通じて、自分の将来像を描き、グローバル化・多様化社会に柔軟に対応する生きる力を高めるために、若年層に読んで欲しい図書を収集します。
- ・ヤングアダルト世代に向けた趣味やスポーツ、音楽、ファッション、ICT、芸術等の資料や情報を収集します。
- ・将来の進路・職業選択の参考となる、学校案内、資格取得や就職に関する資料や情報を収集します。
- ・読書に親しむきっかけとなる、世界に発信できるわが国の文化と位置付けられるマンガや、コミックエッセイ、サブカルチャー本などを収集します。
- ・多感な世代の悩みに対応できる相談機関・団体の情報やパンフレットを収集します。
- ・若年層に向けた人権、いじめ、多文化共生などに関する図書や資料を充実します。

(2) 知の出会いとその蓄積の場の創出

暮らしや仕事など日常生活の中での疑問・課題を解決するための資料、趣味や娯楽に関する資料、資格・就業・キャリアアップ等に関する情報、調査・研究に関するさまざまな資料を求めて来館する市民に、いつでも資料を提供できるよう多面的に収集します。

◆地域を知る資料

- ・市域において行政機関、民間団体、個人が発行するもの（広報誌や統計資料、パンフレット、コミュニティペーパー等）について幅広く収集します。
- ・市域の自然、歴史、文化、産業、教育、観光、生活等の多様な資料・情報を収集します。
- ・市の特産品であるお茶の栽培方法や生産、加工、流通に関するものから、茶道や煎茶道の芸術、文化などについて、多面的に洋の東西を問わず収集します。
- ・地域にゆかりのある作家の作品や地域資料を積極的に収集します。
- ・年代ごとにまちの変遷が辿れるような、地形図、住宅地図、空中写真のほか、商店街マップ、観光マップ等の画像、映像、地図等の資料を収集します。
- ・地域の課題解決や市の政策立案に役立つ資料・情報を収集します。
- ・市の行政資料について体系的に収集します。
- ・収集した資料の配架・保存方法を工夫し活用できるように整理します。

◆地域ビジネス支援・働き方・ワークライフバランスのための資料

- ・市域におけるビジネス活動や就職・起業・創業等への支援を行うための資料を収集します。
- ・離職・休職中の方の社会参加や、シニア世代の能力活用を支援するための資料を収集します。

- ・ワークライフバランスの調和や実現、余暇活動等の参考となる資料を収集します。
- ・資格取得、ビジネスマナー、就職・転職、研修・講習会案内、求人情報、メンタルケア等、関係する各分野の資料やパンフレットを一元的に収集します。
- ・市内企業や事業主、団体などの社史や会社誌、広報誌、パンフレット、チラシなどを収集します。

◆亀山市の特質への理解を深める資料

- ・陸上交通の要衝であり、東西日本の接点であることから、古代関、街道などの交通史に関する資料を体系的に収集します。
- ・関西鉄道（現関西本線）と参宮鉄道（現紀勢本線）の両線が分岐する鉄道のまちとして発展してきた特徴を後世に伝えるために、市内の鉄道遺産に関する資料や、市の発展に関連した鉄道に関する資料を多面的に収集します。

◆レファレンスに供する資料

- ・日常生活の疑問からさまざまな調査研究に役立つ事典、ハンドブック、図鑑等の参考図書を収集します。
- ・新聞や雑誌の記事検索、辞典・事典類の横断検索などが可能な商用データベースを活用し、より充実したサービスの提供を目指します。また、国立国会図書館デジタルコレクションや法律・判例情報、医学・科学技術の最新の研究成果などの専門性のあるデータベースについても活用を進めます。

(3) 市民の誰もが集える場の創出

人と人がつながり、絆のある地域が自立しながら、多様な交流にあふれる『つながりと交流のあるまち』を目指し、地域、団体、企業などと連携し、地域の交流・情報拠点として、市民の学びと交流の場となり、市民が可能性を広げ、表現を展開できるような場の創出を目指し、必要とする資料や情報を収集します。

◆市民の居場所創出につながる資料

- ・市民が地域やまちの魅力を発見することで地域への愛着や誇りを持ち、学びと交流を通じたゆるやかな居場所づくりにつながるよう、さまざまな選択肢の中から、最も適した情報を入手、活用できるための資料や情報を収集します。

◆健康都市の具現化を進める資料

- ・医療機関などと連携のもとで、健康の維持向上や食育、病気、薬などの情報を得ることができる資料を収集します。
- ・地域の中で誰もが生き生きと暮らすため、市民の健康的な暮らしを支える都市環境や自然、文化と健康を結びつける資料や情報を収集します。

- 流行にとらわれることなく、個々の内面を磨き人生をより深め楽しむための資料を収集します。
- まちづくりやコミュニティビジネスなど、一人ひとりが地域で活躍するためのまちおこしや地域再生、環境保護、地域経済の活性化などに役立つ資料を収集します。
- 誰もが地域の人々と出会い、人と関わる楽しさや喜びを見出し、新たな交流が生まれる場として必要な各種団体の講座やイベントなどの資料や情報を収集します。

◆人権と多文化共生にかかる資料

- 多文化共生社会や国際社会への相互理解と、外国人や外国にルーツを持つ人とのコミュニケーションを深めるために、国際情報に関する資料や日本文化や生活習慣を紹介する資料、情報を収集します。
- 外国語資料を提供するだけでなく、外国語学習に役立つ資料、多読用図書や語学CD、日本語の習得に関する資料を収集します。
- アニメ、マンガ、ゲーム等に関する情報、ファッション、食、伝統文化、デザイン、ロボットや環境技術など外国人がクールととらえる日本の魅力を紹介する資料を収集します。
- あらゆる差別、いじめ、虐待などを許さない社会実現のための資料や、各種相談窓口に関する資料を収集します。

◆誰もが利用しやすい図書館を目指すための資料

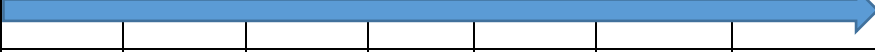
- すべての市民が等しく図書館サービスの提供を受けられるために、市民の誰もが気軽に立ち寄り、本を選ぶ楽しさ、新たなことを知る喜び、人と交流できる嬉しさを得ることのできる居場所を目指します。そのために一般の人だけでなく、活字資料を読むのが困難な人や図書館への来館が困難な人も図書館を気軽に利用できるよう、人と資料、人と人をつなぐための親しみやすさ、利用しやすさなどに必要となる資料や情報を収集します。

2-4 分野別資料の収集基準

分野別資料の収集基準の詳細については、別途定めるものとします。

2-5 年次計画

計画期間における蔵書整備は、次のスケジュールに基づいて行うこととします。

年度	2	3	4	5	6	7	8
配架計画の策定							
年度別購入計画作成							
蔵書計画に基づく保存 及び除籍資料の選別							
選書した資料の除籍							
未所蔵の地域資料の 把握							
地域資料収集							
資料購入							
年度別購入計画に 基づく資料購入							

(開館年度)

3. 蔵書保存方針

3-1 図書資料保存の基本的な理念

図書館の資料は、現在の市民だけでなく将来にわたって読み継がれるものであり、未来に向けて歴史や伝統、文化を積み上げ、永く後世に伝えていくために必要なものです。資料をいつでも提供できるようにするとともに、文化遺産として後世に伝えることは、資料の収集と合わせて図書館の重要な使命として、適切に資料を保存します。

3-2 図書資料保存の基準

資料的価値・利用頻度・市外の公共図書館等での所蔵状況・出版事情等に応じて、資料の保存期間を定めます。

(1) 全資料の保存基準

全資料の保存基準は次のとおりとします。

- ・資料的価値の高い蔵書を優先して保存します。
- ・より利用が見込める比較的新しい資料を優先して保存します。
- ・所蔵している類書で代用ができない資料を優先して保存します。
- ・入手困難な資料を優先して保存します。
- ・貴重資料や劣化等が原因で直接閲覧することが難しい資料は、著作権に留意し、デジタル化等の複製を行い、現資料の保存に努めます。
- ・一定期間の保存が必要な資料（辞典、白書、地図帳、参考図書等）については、資料ごとに保存年限を設けます。
- ・逐次刊行物は、三重県または県内各市町との協議・保存にかかる取り決め、その資料的価値等に応じてタイトルごとに保存期間を設定します。

(2) 分野別資料の保存基準

分野別資料の保存基準は次のとおりとします。

(ア) 永年保存する資料

- ・地域資料及び行政資料
- ・古典・名著・基本図書と評価される記述内容の新旧にかかわらず、各分野の基礎的または歴史的価値を有する資料。
- ・品切れ・絶版・その他の事情により、再び収集することが困難で、市立図書館の蔵書として将来にわたり保存する資料的価値が認められる資料。

- ・三重県または県内各市町との協議・取り決めにより、市立図書館において保存することとなった資料。
- ・その他次世代に伝えることが相当と認められる資料。

(イ) 永年保存対象としない資料

永年保存対象としない資料の保存期間については、市立図書館の蔵書として保存する価値の高いものを優先的に保存する観点から、以下の分類により保存年限を設定します。

A：長期保存する資料（概ね10年）

- ・類書が少ない主題のものや所蔵している資料で代用できない入手困難なもの

B：中期保存する資料（概ね5年）

- ・県内の図書館のいずれかに資料があり長期保存の必要がないもの
- ・時間の経過により記述内容が合わなくなり、資料的価値が下がったもの

C：短期保存する資料（概ね3年）

- ・新版、改訂版又は同種の新しい資料で代替できるもの

3-3 除籍資料の基準

除籍資料の選定にあたっては、永年保存対象としない資料を次の分類により除籍候補とし、総合的に検討し図書館長が決定します。除籍基準及び手順の詳細については、別途定めるものとします。

A：類書が入手できた時点

B：時間の経過による利用頻度及び汚破損など資料の状態に変化があった時点

C：代替した時点及び汚破損など資料の状態に変化があった時点